

昭和四十年政令第四十三号

河川法第四条第一項の水系を指定する政令  
 内閣は、河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第四条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

河川法第四条第一項の水系は、次の各号に掲げるものとする。

- |     |               |     |        |
|-----|---------------|-----|--------|
| 一   | 天塩川水系         | 四十三 | 手取川水系  |
| 二   | 渚滑川水系         | 四十四 | 梯川水系   |
| 三   | 湧別川水系         | 四十五 | 狩野川水系  |
| 四   | 常呂川水系         | 四十六 | 富士川水系  |
| 五   | 網走川水系         | 四十七 | 安倍川水系  |
| 六   | 留萌川水系         | 四十八 | 大井川水系  |
| 七   | 石狩川水系         | 四十九 | 菊川水系   |
| 八   | 尻別川水系         | 五十  | 天竜川水系  |
| 九   | 後志利別川水系       | 五十一 | 豊川水系   |
| 十   | 鶴川水系          | 五十二 | 矢作川水系  |
| 十一  | 沙流川水系         | 五十三 | 庄内川水系  |
| 十二  | 釧路川水系         | 五十四 | 木曾川水系  |
| 十三  | 十勝川水系         | 五十五 | 鈴鹿川水系  |
| 十四  | 岩木川水系         | 五十六 | 雲出川水系  |
| 十五  | 高瀬川水系         | 五十七 | 櫛田川水系  |
| 十六  | 馬淵川水系         | 五十八 | 宮川水系   |
| 十七  | 北上川水系         | 五十九 | 由良川水系  |
| 十八  | 鳴瀬川水系         | 六十  | 淀川水系   |
| 十九  | 名取川水系         | 六十一 | 大和川水系  |
| 二十  | 阿武隈川水系        | 六十二 | 円山川水系  |
| 二十一 | 米代川水系         | 六十三 | 加古川水系  |
| 二十二 | 雄物川水系         | 六十四 | 揖保川水系  |
| 二十三 | 子吉川水系         | 六十五 | 紀の川水系  |
| 二十四 | 最上川水系         | 六十六 | 新宮川水系  |
| 二十五 | 赤川水系          | 六十七 | 九頭竜川水系 |
| 二十六 | 久慈川水系         | 六十八 | 北川水系   |
| 二十七 | 那珂川水系         | 六十九 | 千代川水系  |
| 二十八 | 利根川水系         | 七十  | 天神川水系  |
| 二十九 | 荒川水系（東京都・埼玉県） | 七十一 | 日野川水系  |
| 三十  | 多摩川水系         | 七十二 | 斐伊川水系  |
| 三十一 | 鶴見川水系         | 七十三 | 江の川水系  |
| 三十二 | 相模川水系         | 七十四 | 高津川水系  |
| 三十三 | 荒川水系（新潟県・山形県） | 七十五 | 吉井川水系  |
| 三十四 | 阿賀野川水系        | 七十六 | 旭川水系   |
| 三十五 | 信濃川水系         | 七十七 | 高梁川水系  |
| 三十六 | 関川水系          | 七十八 | 芦田川水系  |
| 三十七 | 姫川水系          | 七十九 | 太田川水系  |
| 三十八 | 黒部川水系         | 八十  | 小瀬川水系  |
| 三十九 | 常願寺川水系        | 八十一 | 佐波川水系  |
| 四十  | 神通川水系         | 八十二 | 吉野川水系  |
| 四十一 | 庄川水系          | 八十三 | 那賀川水系  |
| 四十二 | 小矢部川水系        | 八十四 | 土器川水系  |
|     |               | 八十五 | 重信川水系  |
|     |               | 八十六 | 肱川水系   |
|     |               | 八十七 | 物部川水系  |
|     |               | 八十八 | 仁淀川水系  |
|     |               | 八十九 | 渡川水系   |

九十 遠賀川水系  
 九十一 山国川水系  
 九十二 筑後川水系  
 九十三 矢部川水系  
 九十四 松浦川水系  
 九十五 六角川水系  
 九十六 嘉瀬川水系  
 九十七 本明川水系  
 九十八 菊池川水系  
 九十九 白川水系  
 百 緑川水系  
 百一 球磨川水系  
 百二 大分川水系  
 百三 大野川水系  
 百四 番匠川水系  
 百五 五ヶ瀬川水系  
 百六 小丸川水系  
 百七 大淀川水系  
 百八 川内川水系  
 百九 肝属川水系

附 則 この政令は、河川法の施行の日（昭和四十年四月一日）から施行する。

附 則（昭和四十一年三月二十八日政令第五〇号）

この政令は、昭和四十一年四月一日から施行する。

附 則（昭和四十二年五月二十五日政令第七五号）

この政令は、昭和四十二年六月一日から施行する。

附 則（昭和四十三年四月八日政令第六四号）

この政令は、昭和四十三年四月二十日から施行する。

附 則（昭和四十四年三月二〇日政令第三一号）

この政令は、昭和四十四年四月一日から施行する。

附 則（昭和四十五年三月二〇日政令第一九号）

この政令は、昭和四十五年四月一日から施行する。

附 則（昭和四十五年四月二〇日政令第八〇号）

この政令は、昭和四十五年五月一日から施行する。

附 則（昭和四十六年三月二〇日政令第二九号）

この政令は、昭和四十六年四月一日から施行する。

附 則（昭和四十七年四月二六日政令第八五号）

この政令は、昭和四十七年五月四日から施行する。

附 則（昭和四十七年九月二六日政令第三三九号）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五〇年四月八日政令第一一一号）

この政令は、昭和五十年四月十二日から施行する。